

世田谷区業務委託契約履行評価要綱

平成27年2月9日
26世経理第735号

世田谷区業務委託履行評価要綱（平成22年3月24日21世経理957号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、区が締結する業務委託契約の履行の状況を客観的に評価すること（以下「履行評価」という。）について必要な事項を定めることにより、業務委託契約の適切な履行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）において使用する用語の例による。

（履行評価の対象）

第3条 履行評価は、競争入札に付して締結する契約又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により締結する随意契約のうち、次に掲げる事項の履行を内容とする業務委託契約（契約期間が1年以上であり、かつ、1件の予定価格（長期継続契約にあっては当該契約の年額）が2,000,000円以上であるものうち、当該業務委託契約の契約担当者が指定したものに限る。）について実施するものとする。

（1）建物清掃

（2）造園

（3）公衆トイレ清掃

（履行評価を行う者）

第4条 履行評価は、前条の業務委託契約（以下「評価対象契約」という。）に関する監督を行う監督員の属する課の長が行うものとする。

（履行評価を行う時期）

第5条 履行評価は、評価対象契約の締結日から起算して6箇月を経過した日からその30日後の日までの期間において1回行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、長期継続契約にあっては、1回目の履行評価を行った日から起算して1年を経過した日（以下この項において「1年経過日」という。）からその30日後の日までの期間において再び履行評価を行うものとし、その後においても同様とする。ただし、1年経過日が契約期間の満了日後の日であるときは、履行評価を行わないものとする。

3 前条の規定により履行評価を行う者（以下「評価者」という。）は、第1項の期間において履行評価を行うことが適当でないと認めるときは、経理課長（契約担当者が教育長である評価対象契約にあっては教育総務課長とする。以下同じ。）と協議して当該期間外において履行評価を行うことができる。

（履行評価を行う旨の通知）

第6条 契約担当者は、評価対象契約を指定したときは、競争入札に付する前に履行評価を行う旨を当該競争入札の参加者に通知しなければならない。

（履行評価の方法）

第7条 履行評価においては、業務委託履行評価表（第1号様式。以下「評価表」という。）を用いて、加点方式により採点する。

2 履行評価の項目、細目、ポイント及び点数の配分は、評価対象契約の内容に応じて契約担当者が別に定める。

3 前項の点数の合計は、100点とする。

4 第2項の点数の合計に応じた評語を次のとおり定める。

(1) 90点以上 優秀

(2) 75点以上89点以下 良好

(3) 60点以上74点以下 普通

(4) 50点以上59点以下 やや不良

(5) 49点以下 不良

5 評価者は、評語がやや不良又は不良である評価対象契約については具体的な理由を、特記すべき事項があるときは当該事項をそれぞれ評価表の備考欄に記入するものとする。

(評価表の提出)

第8条 評価者は、第5条の規定により履行評価を行ったときは、評価表の写しを速やかに経理課長に提出しなければならない。

(履行評価の結果の通知)

第9条 経理課長は、評価表の提出があったときは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる書面により、履行評価の結果及び改善の指示をする事項を速やかに当該履行評価に係る評価対象契約の相手方に通知するものとする。

(1) 評語が優秀、良好又は普通である場合 業務委託契約履行評価結果通知書(第2号様式)

(2) 評語がやや不良又は不良である場合 業務委託契約履行評価結果通知書兼改善指示書(第3号様式)

2 経理課長は、前項各号に掲げる書面に履行評価の結果及び改善の指示をする事項について説明を求めることができる旨を表示するものとする。

(再評価)

第10条 評価者は、評語がやや不良又は不良である評価対象契約について、前条の規定により通知を発した日から起算して3箇月以内に再び履行評価を行うものとする。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定より行う履行評価について準用する。この場合において、前条中「業務委託契約履行評価結果通知書(第2号様式)」又は「業務委託契約履行評価結果通知書兼改善指示書(第3号様式)」とあるのは「業務委託契約履行評価結果通知書(再評価)(第4号様式)」とする。

3 第1項の規定による履行評価は、1回に限り行うものとする。

(評語が不良等である評価対象契約の取扱い)

第11条 契約担当者は、前条第1項の規定による履行評価における評語が不良である評価対象契約について、当該評価対象契約を解除することが適当であると認めるときは、同条第2項において準用する第9条の規定による通知が当該評価対象契約の相手方に到達した日から起算して2箇月以内に、当該評価対象契約の約款において定めた解除権を行使しなければならない。ただし、当該評価対象契約を解除することにより区の事業に支障を生じるおそれがあるときは、期限を定めて当該解除権の行使を留保することができる。

2 契約担当者は、前条第1項の規定による履行評価における評語がやや不良又は不良である評価対象契約の相手方を、世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(平成20年11月1日20世経理第429号)に基づき、相当な期間を定め、当該評価対象契約と同種の契約に係る指名競争入札の参加者に指名しないものとする。

(履行評価の結果等の説明)

第 1 2 条 評価者は、評価対象契約の相手方が業務委託契約履行評価結果通知書、業務委託契約履行評価結果通知書兼改善指示書又は業務委託契約履行評価結果通知書(再評価)(次条においてこれらを「結果通知書等」という。)により通知した履行評価の結果又は改善の指示をした事項について説明を求めたときは、速やかに適切な説明をしなければならない。

(再説明)

第 1 3 条 経理課長は、前条の規定による説明を受けた評価対象契約の相手方が結果通知書等の到達した日から起算して 1 4 日以内に業務委託契約履行評価結果再説明請求書(第 5 号様式)を提出したときは、速やかに世田谷区入札参加者等選定委員会規程(昭和 4 0 年 4 月訓令甲第 3 5 号)に基づく世田谷区入札参加者等選定委員会における調査審議を経て、業務委託契約履行評価結果再説明回答書(第 6 号様式)を当該評価対象契約の相手方に送付するものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱による改正後の世田谷区業務委託履行評価要綱の規定は、施行日以後に契約締結する業務委託契約に適用し、施行日前に契約締結した業務委託契約については、なお従前の例による。